

## 役場職員の人事異動 4月1日付〔 〕内は前職

総務課		
課長	山田 栄次	〔町民福祉課長〕
主査	木村 充	〔保険健康課主査〕
主事(本庄県土整備事務所派遣)	小暮 一成	〔上下水道課主事〕
主事補	五十嵐 梨沙子	〔保健センター主事補〕

総合政策課		
課長	春山 翔太郎	〔埼玉県より派遣〕
課長補佐	山越 健晴	〔税務課長補佐〕
主任	柴崎 真希郎	〔総務課主任〕
主事	芝崎 佳菜子	〔保険健康課主事〕

税務課		
課長補佐	須藤 早苗	〔学務課長補佐〕
主任	土師 侑哉	〔経済観光課主任〕
主事	町田 成美	〔総務課主事(埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣)〕

町民福祉課		
課長	福嶋 晃	〔生涯学習課長(兼)多目的交流施設所長〕
主査	相沢 淑恵	〔保険健康課主査〕
主任	小峰 彰	〔総合政策課主任〕
主事補	大和久 広介	〔新採用〕

丹荘保育所		
主席	秋山 政子	〔神川幼稚園主席〕
保育士	高橋 結愛	〔新採用〕

青柳保育所		
保育士	小暮 麻未	〔丹荘保育所保育士〕

防災環境課		
主査	星野 喜正	〔建設課主査〕

保険健康課		
主任	原 崇之	〔税務課主任〕
主事	渡辺 玲香	〔農業委員会事務局主事(兼)経済観光課主事〕
主事補	前川 真凜	〔新採用〕

保健センター		
所長	細井 慈子	〔保健センター主幹(兼)町民福祉課主幹〕
主幹(兼)町民福祉課主幹	古井戸 容子	〔保健センター所長〕
主査(兼)地域包括支援センター主査	市川 大祐	〔保健センター主査〕
主査	横山 幸子	〔総合政策課主査〕
主任	眞下 春香	〔地域包括支援センター主任〕

地域包括支援センター		
所長	磯 安由美	〔地域包括支援センター主幹〕
主査(兼)総合福祉センター所長	馬場 琢也	〔学務課主査〕

経済観光課		
農業委員会事務局主事補(兼)経済観光課主事補	月岡 颯空	〔経済観光課主事補〕

建設課		
課長補佐	浅見 典男	〔地域総務課長補佐(兼)会計課分室長補佐(兼)ステラ神泉所長(併)多目的交流施設主幹〕
主査	金井 敏行	〔防災環境課主査〕
主事	芳野 舜一	〔総務課主事(本庄県土整備事務所派遣)〕
主事補	平井 陽浩	〔生涯学習課主事補(兼)海洋センター主事補〕

会計課		
主査	岡田 千尋	〔町民福祉課主任〕

学務課		
指導主事	長島 弘樹	〔埼玉県より派遣〕
課長補佐	新井 崇	〔総合政策課長補佐〕
主査	鶴田 高志	〔上下水道課主査〕
主事	儘田 祐実	〔地域総務課主事補(兼)会計課分室主事補〕

給食センター		
所長	湯浅 純子	〔会計課長補佐〕

神川幼稚園		
教諭	山口 歩乃佳	〔新採用〕

生涯学習課		
課長	岩崎 太志	〔給食センター所長〕
主査(兼)ふれあいセンター所長(兼)公民館主査	草間 範子	〔生涯学習課主査〕
主事(兼)海洋センター主事	山口 悟	〔税務課主事〕

上下水道課		
主任	澤村 祐哉	〔建設課主任〕

神泉総合支所地域振興課		
支所長(兼)課長(兼)多目的交流施設所長(兼)会計課分室長	國本 剛史	〔神泉総合支所長(兼)地域総務課長(兼)会計課分室長〕
課長補佐(兼)会計課分室長補佐	亀田 由美	〔地域包括支援センター所長(兼)総合福祉センター所長〕
課長補佐	山本 淳	〔建設課長補佐〕
主査(兼)会計課分室主査	間宮 純与	〔地域総務課主査(兼)会計課分室主査〕
主査	西村 智也	〔総務課主査〕
主任	岸 有也	〔建設課主任〕
会計課分室主任(兼)主任	原 理沙	〔会計課分室主任(兼)地域総務課主任〕
主事補	金井 智樹	〔経済観光課主事補〕

〔3月31日付 退職者〕		
矢島 征仁	〔総務課長〕	
桜沢 輝夫	〔公民館副館長(兼)生涯学習課長補佐(兼)ふれあいセンター所長〕	
宮 穂高	〔総合政策課長〕(県へ帰任)	
石井 嘉彦	〔建設課技監〕(県へ帰任)	
黒田 清子	〔学務課指導主事〕(県へ帰任)	

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。これは、大正6年(1917年)5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

神川町では34人の民生委員・児童委員と、児童福祉に関する問題を専門的に担当する2人の主任児童委員が、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、専門機関へのつなぎ役としての役割を担っています。

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。地域の民生委員・児童委員へ、安心してご相談ください。



## 結婚新生活支援事業

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、結婚生活をスタートする新婚夫婦に、住居費や引越費用などの一部を補助します。なお、この補助金の活用を検討される方は、**事前に町民福祉課へお問合せ**ください。

### 事業の内容

交付対象 令和5年3月1日以降に婚姻届を受理され、次の要件をすべて満たす夫婦

- 前年(4月または5月に申請する場合は、前々年)の夫婦の合計所得が500万円未満であること
- ※夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合は、「所得なし」として算出します。
- ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から貸与型奨学金の返済額を控除します。

- 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること
- 対象となる住居が町内にあり、夫婦双方または一方が居住し、住民登録をしていること
- 夫婦の双方が町税の滞納がないこと
- 補助金の交付から3年以上神川町に居住する意思があること
- 過去にこの制度の補助金の交付を受けていないこと
- 他の公的補助による家賃補助を受けていないこと



町ホームページ

補助金額 【夫婦ともに29歳以下】1世帯あたり最大60万円 【左記以外】1世帯あたり最大30万円

対象経費 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った次の費用

- 新たに神川町の住宅を取得した際の費用、リフォーム費用(婚姻前の住宅購入、リフォームについては、婚姻日から1年以内に取得または実施したもの)
- 神川町の住宅物件を賃貸する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越業者や運送業者に支払った引越費用

交付申請 補助金の交付を受けるには、令和6年3月31日までに交付申請の手続きが必要です。

※予算に達し次第、受付は終了となります。